

令和 2 年

奥州市教育委員会会議録

第 2 回定例会 2 月 28 日招集

奥州市教育委員会

1 開会、閉会等に関する事項

開催日時 開会 令和2年2月28日（金）午前10時
閉会 令和2年2月28日（金）午前11時02分
開催場所 江刺総合支所4階特別会議室

2 出席委員の氏名

1番 田面木 茂 樹 委員（教育長）
2番 吉 田 政 委員（教育長職務代理者）
3番 高 橋 キ エ 委員
4番 及 川 憲太郎 委員
5番 藤 田 登茂子 委員

3 説明のため出席した職員の職及び氏名

千田良和教育部長、千田淳一教育総務課長、朝倉啓二学校教育課長、千葉達也学校教育課主幹、鈴木常義歴史遺産課長、二階堂純協働まちづくり部生涯学習スポーツ課長

事務職員出席者：菊池長教育総務課長補佐

4 本日の会議に付した事件（議事日程第1号）

第1 会期の決定
第2 教育長報告 生徒指導について
第3 議案第1号 県費負担教職員（奥州市立小中学校の校長）の人事異動の内申について
第4 議案第2号 奥州市文化財保護調査員設置規則の一部改正について
第5 議案第3号 議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に係る臨時代理処理に関し承認を求めることについて
第6 議案第4号 令和2年度入学分奥州市奨学金（入学準備金）の貸与の決定について

5 会議の概要

開会、会議成立宣言、本日の会議日程について「議事日程第1号」により進めることを宣言、秘密会とする議決（教育長報告「生徒指導について」、議案第1号及び議案第4号）、秘密会とした教育長報告「生徒指導について」は、学校ごと又は児童生徒の個々の状況に関わらない部分のみ、議案第1号及び議案第4号については審議の結果のみを公表することの議決、議案の審議

第1 会期の決定について

本日1日と決定。

第2 教育長報告

1 生徒指導について

※ 説明要旨及び質疑等の内容は非公開。

以上で教育長報告を終わる。

第3 議案第1号 県費負担教職員（奥州市立小中学校の校長）の人事異動の内申について

※ 説明要旨及び質疑等の内容は非公開。

第4 議案第2号 奥州市文化財保護調査員設置規則の一部改正について

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明し、補足説明を鈴木歴史遺産課長が行った。

【提案理由】

- ・ 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、特別職の要件が厳格化されることから、特別職の要件を満たさないこととなる文化財保護調査員の任期等に関する定めを改めるため、本件規則を一部改正しようとするもの。

【補足説明】

- ・ 現在、非常勤特別職である文化財調査員が、4月1日以降有償で市にご協力いただく市政専門職の立場に変わることから、設置規則を改めるもの。
- ・ 事前配布資料9ページ、第3条では、任期を「1年」から「2年」に改める。
- ・ 市政専門職は公務員ではないことから、第4条には、守秘義務等の遵守事項を加え、第5条には、謝礼である報奨金の規定を加えるもの。

【質疑等】

吉田委員：文化財調査員の仕事の内容についてお聞きしたい。

鈴木歴史遺産課長：指定文化財のパトロールが主な仕事であり、指定文化財の予備調査も行っている。

討論なし。

採決の結果、原案のとおり決することに全員異議なし。

原案可決。

第5 議案第3号 議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に係る臨時代理処理に関し承認を求めることについて

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明し、補足説明を千田教育部長が行った。

【提案理由】

- ・ 議案第3号については、令和2年第1回 奥州市議会定例会において、市議会の議決を経るべき事件の議案を作成することについて、「地方教育行政の組織及

び運営に関する法律」の規定により、市長から当委員会の意見を求められたが、教育委員会を招集するいとまがなかったことから、「教育長に対する事務委任等に関する規則」の規定に基づき臨時代理処理を行った。具体的に申し上げますと、資料No.1 事前配布資料の 12 ページにお示したとおり、市長に対し意見の回答を行った。ついては、この処理に対し、同規則の規定により当委員会の承認を求めるため、本案を提出するもの。

【補足説明】

- ・ 資料No.1 事前配布資料の 13 ページ、議案第 3 号関係「令和 2 年第 1 回 奥州市議会定例会 付議事件（教育に関する事務）」を御覧いただきたい。令和 2 年第 1 回 奥州市議会定例会に市長が提案する議案のうち、教育委員会に関するものは、議案が 6 件となっている。
- ・ 始めに、市議会議案第 1 号「教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて」について、資料は 18 ページから 19 ページとなる。教育委員会の委員、吉田政さんについては、令和 2 年 3 月 30 日をもって任期が満了することから、後任の委員の任命に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるもの。なお、任期は、令和 2 年 3 月 31 日から 4 年となる。
- ・ 次に、市議会議案第 3 号「働き方改革を推進するための関係条例の整備に関する条例の制定について」について、資料は 20 ページから 25 ページ。この条例は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行及び人事院規則の改正を踏まえ、職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務について定めるとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく育児短時間勤務に関し必要な事項を定め、もって職員の働き方改革の推進に資するため、関係条例の整備をしようとするもの。条例の内容は、職員に超過勤務を命じることができる勤務内容及び時間数等について定めるとともに、育児短時間勤務の勤務形態や承認等の手続き及び育児短時間勤務の承認を受けた職員の給与の算定方法等について定めるもの。なお、この条例の施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日とするもの。
- ・ 市議会議案第 12 号「奥州市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について」について、資料は 26 ページから 27 ページとなる。この改正は、第 1 号会計年度任用職員が通勤した場合の費用弁償に関し必要な事項を定めるため、本条例の一部を改正しようとするもの。改正の主な内容は、パートタイム勤務である第 1 号会計年度任用職員が通勤した場合の、通勤手当に相当する費用弁償の額を、その通勤回数を考慮して算定するよう改めるもの。なお、この条例の施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日とするもの。
- ・ 市議会議案第 15 号「衣川歴史ふれあい館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」について、資料は 28 ページとなる。過日開催した奥州市指定管理者選定委員会における指定管理者の候補者の選定結果を踏まえ、今年度末をもって指定期間が終了する 3 協定 8 施設について、指定管理者を指定しようとするものであり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものである。これらの対象施設のうち、教育委員会事務局に関するものは、歴史遺産課が所管する 1 施設となる。議案第 15 号「衣川歴史ふれあい館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、一般社団法人 奥州市観光

物産協会を同施設の指定管理者として指定しようとするものである。指定の期間につきましては、原則として、3年又は5年程度としているが、民間移譲の可能性がある施設など、管理運営の見直しを予定しているものについては、1年又は2年とするものであり、議案第15号の衣川歴史ふれあい館は1年の指定期間となる。

- ・ 次に、市議会議案第18号「令和元年度奥州市一般会計補正予算（第10号）」について、教育委員会に関する主なものについて概略を説明する。資料は29ページから52ページまで。今回の補正は、（仮称）奥州南学校給食センター新築事業内容の見直しに係る執行見送りによる減額、子ども・子育て支援給付事業の公定価格単価変更に伴う実績金額の見込みによる増額など、所用の補正を行うもので、資料31ページに示しているが、10款教育費に関しては、歳出を6億1千326万3千円減額し、予算総額を49億2千435万5千円とするもの。なお、補正を行った事業のうち、主要なものの内容や理由については、資料50ページから52ページまでに示しているのでご確認いただきたい。
- ・ 次に市議会議案第28号「令和2年度奥州市一般会計予算」を説明する。資料は、53ページから135ページとなる。令和2年度当初予算における10款教育費の総額は、資料の58ページのとおり、45億4千442万4千円となっている。また、教育委員会事務局各課が所管する事務に係る、教育費以外の予算の状況としては、2款総務費が4千847万9千円、3款民生費が51億3千712万4千円など、となっている。

【質疑等】

高橋委員：歴史ふれあい館の年間利用人数と対象者を教えてほしい。以前見学したときに、施設の不具合があったがどうなったのか。

鈴木歴史遺産課長：詳しい利用人数は後ほど報告する。施設利用の人数より定期利用の団体が多い。ガラス修繕は対応している。暖房機器の故障は、ブルーヒーターで代用している。

高橋委員：（仮称）学校給食センターは、建設場所を検討しているということだが、再編計画や配送校は変わるのか。遅れることによっての影響、老朽化施設が心配である。子どもたちへ安全な給食を与えるために早めの施設建設をお願いしたい。

千葉学校教育課主幹：候補地は、前沢、水沢、胆沢をピックアップし比較検討している。選定地によって配送校の変更の可能性もある。建設までに最低4年がかかる。古い施設のボイラーの大規模更新が必要であり、財政と協議をしている。

千田教育総務課長：新年度予算で、ボイラー修繕として1千100万円を計上しており、適宜対応して参りたい。

討論なし。

採決の結果、原案のとおり決することに全員異議なし。

原案可決。

第 6 議案第 4 号 令和 2 年度入学分奥州市奨学金（入学準備金）の貸与の決定について

※ 説明要旨及び質疑等の内容は非公開。

閉会